

件 名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 (平成24年法律第17号) [平成24年3月31日公布、公布日ほか施行]
【改正の概要】	
上記の法改正に伴う改正	
1 不動産取得税	
(1) 新築家屋の取得の日等に係る特例措置の延長	新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置について、適用期限を平成26年3月31日まで2年延長
(2) 住宅・土地の取得に対する税率の特例措置の延長	住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置について、適用期限を平成27年3月31日まで3年延長
(3) 徴収猶予等の規定整備	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置の廃止に伴う徴収猶予等に関する規定の整備
2 自動車取得税	
(1) 過疎バスにかかる非課税措置の延長	一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗用用のバス(いわゆる「過疎バス」)に係る非課税措置について、適用期限を平成26年3月31日まで2年延長
(2) 「エコカー減税」の再編・延長	新車新規登録で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の取得に係る税率を本則税率に4分の1又は2分の1を乗じて得た率とする特例措置(エコカー減税)について、燃費基準の最新基準への切替え及び環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減への重点化により対象を見直したうえで、適用期限を平成27年3月31日まで3年延長
(3) 中古低公害車に対する税率の特例措置の廃止	新車新規登録以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置の廃止(同措置は低燃費車特例と統合、3年延長)
3 自動車税	
(1) 「グリーン化特例」の見直し・延長	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(グリーン化特例)について、軽課における燃費基準の最新基準への切替え等により対象を見直したうえで、適用期限を2年延長
施 行 日	平成24年4月1日
【その他参考事項】	